

2015 年 7 月 13 日 全 13 頁

法律・制度 Monthly Review 2015. 6

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 6 月の法律・制度に関する主な出来事と、6 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 6 月は、コーポレートガバナンス・コードが適用開始され、企業統治や株主との対話に関心が集まったこと（1 日）、パーゼル銀行監督委員会が市中協議文書「銀行勘定の金利リスク」を公表したこと（8 日）、議決権あり・配当優先・譲渡制限あり・非上場の新型種類株式の発行が株主総会で承認されたこと（16 日）、ASBJ が修正国際基準（JMIS）を公表したこと（30 日）、などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○6 月の法律・制度レポート一覧	2
○6 月の法律・制度に関する主な出来事	3
○7 月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
税務当局による富裕層の資産把握の強化	6
○レポート要約集	9
○6 月の新聞・雑誌記事・TV 等	13
○6 月のウェブ掲載コンテンツ	13

◇6 月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
1 日	コーポレートガバナンス・コードと 金商法、会社法の論点 ③	横山 淳	金融商品 取引法	40
10 日	なるほどマイナンバー個人の生活の視点から第 4 回 マイナンバーの告知と本人確認 (1) ～本人確認方法の種類～	吉井 一洋	税制	4
15 日	銀行勘定の金利リスク、両論併記で意見募集 ～【BCBS 市中協議】IRRBB、資本賦課か、 アウトライヤー規制の強化か～	鈴木 利光	金融制度	4
18 日	法律・制度 Monthly Review 2015. 5 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	11
19 日	ちょっと「キーワード」 特別支配株主の株式等売渡請求 ～キャッシュ・アウト、スクイズ・アウトの 一手法、利用例～	堀内 勇世	会社法	7
	投資型クラウドファンディング ～2014 年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	15
	2015 年 6 月の事前の株主提案権行使の事例 ～株主総会関連～	堀内 勇世	会社法	4
22 日	相続法制の見直し、検討経過 ～相続、遺産分割などに関わる民法規定の見直し～	堀内 勇世	その他法律	5
24 日	なるほどマイナンバー個人の生活の視点から第 5 回 マイナンバーの告知と本人確認 (2) ～証券・金融取引の場合～	吉井 一洋	税制	6
25 日	税務当局による富裕層の資産把握の強化 ～平成 27 年度税制改正～財産債務調書、 出国税、自動的情報交換～	是枝 俊悟	税制	11

◇6月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇「コーポレートガバナンス・コード」が適用開始。 ◇日本年金機構、約125万件の個人情報流出した旨、公表。
2日	◇ジョイント・フォーラム、「各業態における信用リスク管理の進展：現状と提言」に関する報告書を公表。
4日	◇金融庁、日本年金機構の個人情報流出に伴う不正の防止について、全銀協等の金融機関関係団体等に要請。
5日	◇日証協、「ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）に関するQ&A」を公表。
8日	◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、市中協議文書「銀行勘定の金利リスク」（IRRBB）を公表。IRRBBの取扱いについて、「第一の柱」で資本賦課の対象とする案（1柱案）と、現行のアウトライヤー規制を強化する案（2柱案）の両論を併記（9月11日までコメント募集）。 ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、資産運用における格付依存低減に係るグッドプラクティスを公表。
10日	◇金融庁、「NISA口座の開設・利用状況調査（平成27年3月31日現在）」を公表。口座数は879万口座、累計買付総額は4兆4,110億円。 ◇東証、「2015年3月期決算会社の定時株主総会の開催日集計結果について」を公表。本年の決算集中日は6月26日で、集中率は41.3%（前年比2.6ポイント増）。
11日	◇金融庁、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明をした機関投資家等を公表（5回目）。これまでに受入れ表明をした機関投資家等の数は191（前回比7増）。 ◇国際決済銀行 決済・市場インフラ委員会（BIS/CPMI）とIOSCO代表理事会、報告書「『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング（レベル1評価報告書の第2回アップデート）」を公表
15日	◇東証、「平成27年3月期決算短信発表状況の集計結果について」を公表。決算日から決算短信発表までの所要日数は平均39.8日、決算短信において業績予想を開示した会社は96.7%でいずれも前年並み。
16日	◇日証協、「株主コミュニティ」および「株式投資型クラウドファンディング」に係るウェブサイトを開設。 ◇日証協、証券化商品の販売に係る「標準情報レポーティング・パッケージ」を改正（17日から施行）。 ◇上場会社による、議決権あり・配当優先・譲渡制限ありの非上場種類株式の発行に係る定款変更が株主総会にて承認される。
17日	◇IOSCO、「証券規制の法執行における信頼できる抑止」と題する報告書を公表。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューを完了した旨、公表。 ◇東証、「東証上場会社における社外取締役の選任状況＜速報＞」を公表。東証一部会社のうち、独立社外取締役を1名以上置く会社は84.7%（前年比+23.3ポイント）、複数置く会社は46.5%（前年比+25.0ポイント）に。
18日	◇金融庁、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表。いわゆる「知る前契約」「知る前計画」に係るインサイダー取引規制の適用除外規定を見直すなどの案（7月21日まで意見募集）。 ◇IASB、公開草案「制度改訂、縮小または清算時の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性」（IAS第19号およびIFRIC第14号の修正案）を公表（10月19日まで意見募集）。

22 日	◇バーゼル委、最終規則文書「安定調達比率の開示基準」を公表。
24 日	◇IOSCO、「投資ファンドの手数料と費用に係る国際的な基準」と題する市中協議報告書を公表（9月23日まで意見募集）。 ◇大阪取引所、「次期デリバティブ売買システム稼働時における新商品の導入及び取引制度の変更について」を公表。2016 年央に東証マザーズ指数先物取引および J P X 日経インデックス 400 オプション取引を開始するなどの案（7 月 24 日まで意見募集）。
25 日	◇保険監督者国際機構（IAIS）、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に対する「資本上乗せ基準」の市中協議を開始（8 月 21 日まで意見募集）。
26 日	◇金融庁、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの結果概要を公表。 ◇金融庁、レバレッジ比率に関する告示及び監督指針を改正（30 日より適用）。今後、国際統一基準行であって連結財務諸表を作成しない銀行が現れた場合、単体レバレッジ比率を開示させる。 ◇ASBJ（企業会計基準委員会）、自身が会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）の第 2 期メンバーとして再任された旨、公表。
29 日	◇官民ラウンドテーブル「民間資金を活用した公共施設・社会資本整備等を促進するための金融面からの取組み」作業部会、報告書を取りまとめ、公表。
30 日	◇「『日本再興戦略』改訂 2015—未来への投資・生産性革命—」が閣議決定される。 ◇金融・資本市場活性化有識者会合、「金融・資本市場活性化有識者会合意見書」を公表。 ◇ASBJ、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（JMIS）を公表。平成 28 年 3 月 31 日以後終了事業年度に係る連結会計年度に係る連結財務諸表から適用。 ◇金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表。修正国際基準（JMIS）を連結財務諸表等に適用可能とする案（7 月 30 日まで意見募集）。 ◇東証、TOKYO PRO-BOND Market への邦銀発行の人民元建て債券の上場を承認（上場は 7 月 10 日）。

◇7月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2015年 (H27)	7月1日	◇出国時の株式等の含み益に対するみなし譲渡益課税の導入。
	9月1日	◇一定の OTC デリバティブに、電子情報処理組織の使用を義務付け。
	10月1日	◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。 ◇国境を越えた役務の提供（電子書籍・音楽・広告等）への消費課税見直し。
	10月5日	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始。
	12月31日	◇2015年の年収2,000万円超かつ2015年末の「総資産3億円以上または有価証券等1億円以上」の者から、財産債務調書の提出義務開始。
2016年 (H28)	1月1日	◇NISAの年間投資限度額が拡大（年100万円→120万円） ◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始。
	3月31日	◇ 連結財務諸表(通期)について、修正国際基準(JMIS)の適用が可能に。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ◇ジュニアNISAの創設（申し込み開始は2016年1月1日）。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、50歳未満の者に拡大。
2017年 (H29)	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。
	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	3月15日	◇個人番号（マイナンバー）を記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の65%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金が支給開始。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
2018年 (H30)	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係る告知の経過措置が終了。既存の証券口座等についても、この日までに個人番号（マイナンバー）の告知が必要となる。

※原則として、6月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。6月中に決定された事項については太字で記載。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載している。

◇今月のトピック

税務当局による富裕層の資産把握の強化

2015 年 6 月 25 日 是枝 俊悟

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150625_009862.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 財産債務調書の記載事項

	区分	区分の中の小分類			記載内容			備考
		種類別	用途別	所在別	価額	取得価額	その他	
①	財産	土地	—	○	○	—	地所数、面積	庭園その他土地に附設したものを含む
②		建物	—	○	○	—	戸数、床面積	附属設備を含む
③		山林	—	○	○	—	面積	林地は、土地に含まれる
④		現金	—	○	○	—	—	—
⑤		預貯金	当座預金、普通預金、定期預金等の別	○	○	—	—	—
⑥		有価証券	株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別および銘柄別	○	○	○	数量	—
⑦		匿名出資組合の出資の持分	匿名組合の別	○	○	○	数量	—
⑧		未決済信用取引等に係る権利	信用取引および発行日取引の別ならびに銘柄別	○	○	○	数量	—
⑨		未決済デリバティブ取引に係る権利	先物取引、オプション取引、スワップ取引等の別および銘柄別	○	○	○	数量	—
⑩		貸付金	—	○	○	—	—	—
⑪		未収入金(受取手形を含む)	—	○	○	—	—	—
⑫		書画骨とうおよび美術工芸品	書画、骨とうおよび美術工芸品の別	○	○	—	数量	一点10万円未満のものを除く
⑬		貴金属類	金、白金、ダイヤモンド等の別	○	○	—	数量	—
⑭		④・⑫・⑬以外の動産	適宜設けた区分の別	○	○	—	数量	一個または一組の価額が10万円未満のものを除く
⑮		その他の財産	預託金、保険の契約に関する権利等の適宜設けた区分の別	○	○	—	数量	—
⑯	債務	借入金	—	○	○	—	—	—
⑰		未払金(支払手形を含む)	—	○	○	—	—	—
⑱		その他の債務	前受金、預り金等の適宜設けた区分の別	○	○	—	—	—

(注)用途別とは、「事業用」および「一般用」の別をいう。この表は執筆日現在の法令をもとに作成したものであり、今後、実際の施行までの間に、通達等により取扱いが変わる可能性がある。

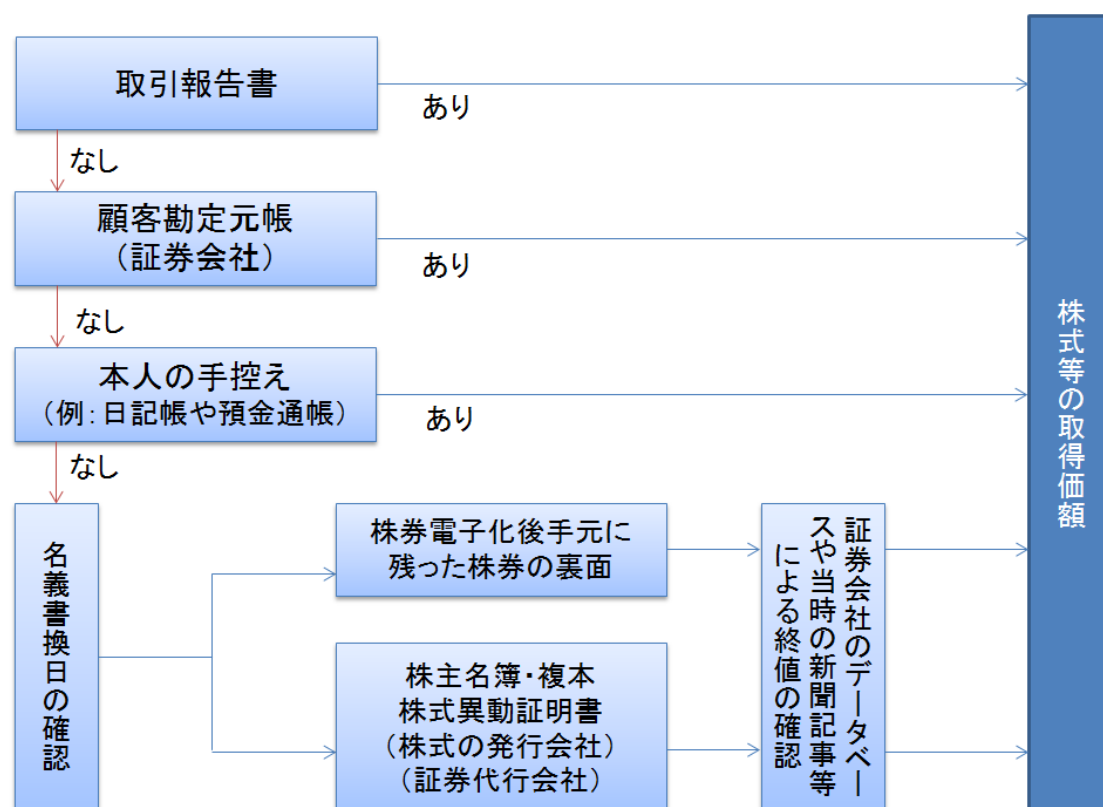
(出所)法令をもとに大和総研作成

図表 2 調書の提出・不提出による過少申告加算税・無申告加算税の加減算

	申告漏れ等となった所得（に係る財産・債務）について、財産債務調書に記載があるとき	申告漏れ等となった所得（に係る財産・債務）について、財産債務調書に記載がないとき
所得税の場合	当該所得税額の 5%減算	当該所得税額の 5%加算
相続税の場合	当該相続税額の 5%減算	—

(出所) 法令をもとに大和総研作成

図表 3 株式等の取得価額の確定方法



(出所) 国税庁「平成21年分株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」をもとに大和総研作成

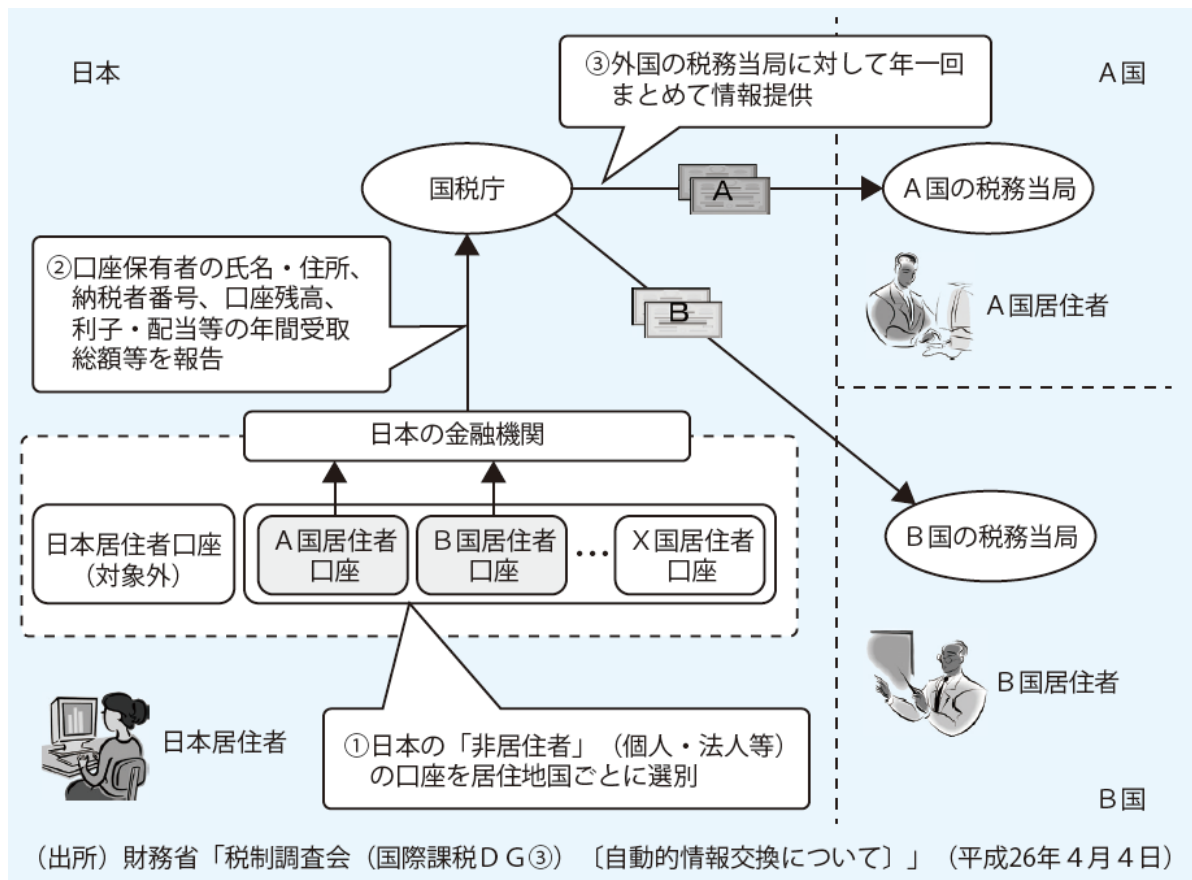
図表 4 納税管理人の有無別・出国税の適用の概要

	納税管理人届出あり	納税管理人届出なし
出国した年の所得税の 確定申告書の提出期限	出国した年の1月1日から12月31日までの所得について、 翌年3月15日まで	出国した年の1月1日から出国日までの所得について、 出国する日まで(注)
みなし譲渡の価額	国外転出を行った日の価額	国外転出の予定日の 3ヵ月前の日の価額
納税猶予制度	適用を受けられる	適用を受けられない

(注) 出国後に国内源泉所得を得た場合は、出国した年の分の所得について、改めて翌年3月15日までに確定申告書を提出する必要がある。

(出所) 法令をもとに大和総研作成

図表 5 CRS による自動情報交換のイメージ（日本⇒外国）



◇レポート要約集

【1日】

コーポレートガバナンス・コードと金商法、会社法の論点 ③

～株主総会に関連する諸手続～

2015年3月5日、「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」は、「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(「CGコード原案」)をとりまとめた。5月13日には、東京証券取引所が、「コーポレートガバナンス・コード」(「CGコード」)を上場制度の枠組みに取り入れるための取引所規則改正を行った。

「CGコード」は、「OECDコーポレート・ガバナンス原則」をベースとしつつ、英国などにおける同様の原則・指針なども参考として、上場会社における実効的なコーポレートガバナンスの実現のための主要な原則を定めたものである。

本稿では、そのうち「株主総会」に関する規定について考察する。

具体的には、相当数の反対票が投じられた会社提案議案への対応、総会決議事項の取締役会授権、議決権行使を容易にする環境整備(招集通知の早期発送、ネット開示、総会日程の適切な設定、議決権の電子行使など)、株主構造の把握などを取り上げた。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150601_009780.html

【10日】

なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第4回

マイナンバーの告知と本人確認(1)～本人確認方法の種類～

個人がマイナンバーを行政機関や証券会社・金融機関などに告知する場合、本人確認を受ける必要があります。

本人確認の際には、①番号確認(提示された番号があっているかの確認)、②身元(実在性)確認(番号を提示しているのが本人かの確認)の両方を受ける必要があります。

本稿では、本人確認の方法の全体像について解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150610_009808.html

【15日】

銀行勘定の金利リスク、両論併記で意見募集

～【BCBS 市中協議】IRRBB、資本賦課か、アウトライヤー規制の強化か～

2015年6月8日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、市中協議文書「銀行勘定の金利リスク」(市中協議文書)を公表している(コメント提出期限は2015年9月11日)。

市中協議文書は、バーゼル規制における銀行勘定の金利リスク(IRRBB: Interest rate risk in the banking book)の取扱いの見直しを提案するものである。

市中協議文書は、IRRBBの取扱いについて、「第一の柱」で資本賦課の対象とする案(1柱案)と、現行のアウトライヤー規制を強化する案(2柱案)の両論併記となっている。

1柱案では、IRRBBの金利リスク量の計測を定式化し、算出された金利リスク量を自己資本比率の分母に算入する。すなわち、IRRBBを資本賦課の対象とする。これに対して、2柱案では、現行のアウトライヤー規制を強化している。すなわち、現行のアウトライヤー規制では自己資本全体に対する金利リスク量の割合をターゲットにしているところ、2柱案では普通株式等Tier1資本又はTier1資本に対する金利リスク量の割合をターゲットにしている。

銀行からみて望ましいのは、もちろん、2柱案であろう。

ただし、1 柱案であっても、資産と負債の両サイドを勘案し、それぞれの金利リスク量のネット・アウトを認めていることから、コア預金を多く保有する銀行であれば、資本賦課のインパクトを緩和することが可能である。

BCBS は、市中協議文書に対するコメントや定量的影響度調査（QIS）の結果を踏まえ、秋以降に議論を再開する予定である（最終規則の公表時期は未定）。

なお、市中協議文書は、国際統一基準行を適用対象としている。わが国の規制当局が市中協議文書を国内基準行にも適用するか否かについては、また別の議論が必要になるだろう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150615_009824.html

【18 日】

法律・制度 Monthly Review 2015.5

～法律・制度の新しい動き～

5 月の法律・制度に関する主な出来事と、5 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

5 月は、会社法改正法の施行（1 日）、ASBJ が「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」を公表したこと（26 日）、平成 26 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）の施行（29 日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150618_009835.html

【19 日】

ちょっと「キーワード」特別支配株主の株式等売渡請求

～キャッシュ・アウト、スクイーズ・アウトの一手法、利用例～

最近、上場会社の株式に対する TOB（公開買付け）後に、条件が整えば特別支配株主の株式等売渡請求が行われる旨が公表されている事例が見受けられる。

特別支配株主の株式等売渡請求とは、例えば、株式会社の総株主の議決権の 90% 以上を有する株主が、他の株主の全員（少数株主）に対し、その保有するその会社の株式の全部を売り渡すことを請求することができるという会社法上の制度である。

2015 年 5 月 1 日から利用できるようになった。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20150619_009841.html

投資型クラウドファンディング

～2014 年金商法改正関連シリーズ～

2015 年 5 月 15 日、2014 年の金融商品取引法改正の細則を定める一連の政令、内閣府令などの改正が行われた。

この一連の改正の中に、いわゆる投資型クラウドファンディングに関する制度の整備が盛り込まれている。具体的には、①投資型クラウドファンディングに関する業務を「電子募集取扱業務」と位置づける、②電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等に対しては、必要な体制の整備（例えば、発行者に対する審査など）、ウェブサイトを通じた情報提供などを義務付ける、③少額（発行総額 1 億円未満、一人当たり投資額 50 万円以下）の投資型クラウドファンディングのみを行う場合については、その参入規制を緩和するなどである。

2015 年 5 月 29 日から施行されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20150619_009844.html

2015 年 6 月の事前の株主提案権行使の事例

～株主総会関連～

会社法上の株主の権利の一つとして、「議案を提案して、株主総会の招集通知にその要領を記載させるという形の株主提案権」（ここでは、事前の株主提案権）がある。

上場会社のウェブサイトに掲載されている招集通知などを見ると、今年（2015 年）6 月の上場会社の定時総会においても、事前の株主提案権が行使されている事例が見受けられる。

例えば、フジ・メディア・ホールディングス、東芝、三井物産、みずほフィナンシャルグループ、などの事例が見つけられた。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/20150619_009845.html

【22 日】

相続法制の見直し、検討経過

～相続、遺産分割などに関わる民法規定の見直し～

法定相続人、法定相続分、遺留分、遺言などの相続に関する基本的な事項が、民法の「第五編 相続」というところで規定されている。

この部分を中心に、法務省の「法制審議会民法（相続関係）部会」で見直し作業が行われている。いわゆる相続法制の見直しである。

①配偶者の居住権の保護、②配偶者の貢献に応じた遺産分割の実現、③寄与分制度の見直し、④遺留分制度の見直し、⑤相続人以外の者の貢献の考慮、⑥預貯金等の可分債権の取扱いなどが検討対象となっている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20150622_009848.html

【24 日】

なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第 5 回

マイナンバーの告知と本人確認（2）～証券・金融取引の場合～

証券・金融取引では、2016 年以降、マイナンバーの告知が求められますが、既存口座は 3 年間の猶予期間が設けられており、当該期間中は支払調書等にも番号記載は義務付けられません。

告知時の本人確認書類は税法、番号法と別々に定められており、両方の要件を満たすよう注意を払う必要があります。犯収法上の本人確認も別途問題となります。個人番号カードを使えばいずれもクリアできます。

預貯金への付番（任意）は、早くて 2018 年からの予定です。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20150624_009856.html

【25 日】

税務当局による富裕層の資産把握の強化

～平成 27 年度税制改正～財産債務調書、出国税、自動的情報交換～

平成 27 年度の税制改正として、平成 27（2015）年 3 月 31 日に「所得税法等の一部を改正する法律」およびその政省令が公布され、順次施行されている。

平成 27 年度税制改正では、財産債務調書、出国税（国外転出時の有価証券等のみなし譲渡益課税の特例）、自動的情報交換など、富裕層への税務当局による資産把握および課税の強化を目的とした改正が目立っている。本稿ではこれらについて解説する。

財産債務調書は、貸借対照表（バランスシート）の個人版のようなもので、年間所得 2,000 万円超かつ保有財産 3 億円以上（または有価証券等が 1 億円以上）の要件に該当する人は、

毎年、保有する財産と債務について種類別にその金額や数量などを記載して税務署に提出しなければならない。平成 27（2015）年 12 月 31 日における財産・債務から対象になる。

出国税（国外転出時みなし譲渡益課税の特例）は、国外転出時に保有する有価証券を譲渡したものとみなして、みなし譲渡益に所得税を課税するもので、有価証券等を時価で 1 億円以上保有する人が対象となる。平成 27（2015）年 7 月 1 日から施行される。

自動的情報交換とは、各国の税務当局が非居住者に係る金融口座の情報を自動的に交換し合うことであり、OECD の共通報告基準に基づき、日本も平成 29（2017）年から導入する予定である。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150625_009862.html

◇6月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
朝日新聞 (6月3日付朝刊7面)	家計の実質可処分所得の推移について 試算提供	是枝 俊悟
日経 QUICK ニュース (6月4日配信)	株式持ち合いについてコメント	吉井 一洋
日本経済新聞 (6月5日付朝刊8面)	特集「税金考」に、 年収1,000万円超の層の税・社会保障の負担増についてコメント	是枝 俊悟
週刊ダイヤモンド (6月6日号)	数字は語る— NISA 初年度は好成績 銘柄分散・時間分散の投資が奏功か	是枝 俊悟
東京新聞 (6月26日付朝刊7面)	会計監査のあり方についてコメント	横山 淳
日経ヴェリタス (6月29日付61面)	非居住者の金融口座自動報告制度 についてコメント	吉井 一洋
Financial Adviser (7月号)	シンクタンク研究員による 読み解き! 最新制度 Vol.04 教育、結婚・子育て、住宅取得等資金の 贈与税非課税制度を理解する	是枝 俊悟
共同通信記事 (6/7 神奈川新聞2面、 6/8 西日本新聞朝刊11面、 6/9 秋田魁新報朝刊7面、 6/12 愛媛新聞12面、 6/16 京都新聞朝刊23面、 6/25 下野新聞15面、等)	マイナンバーのメリットとデメリット についてコメント	吉井 一洋

◇6月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
6月2日 収録	インターネット TV: 2015 年 10 月 いよいよマイナンバー導入 http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/20494-061/	吉井 一洋
6月16日 掲載	コラム: 進展する、相続法制の見直し http://www.dir.co.jp/library/column/20150616_009823.html	堀内 勇世
6月22日 掲載	コラム: ふるさと納税、確定申告をするのとししないのでは大違い~その財源はどこから出ているのか http://www.dir.co.jp/library/column/20150622_009837.html	是枝 俊悟